

地方公共サービス小委員会  
第4回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

## 第4回地方公共サービス小委員会 議事次第

日 時：平成25年7月30日（火）18:10～19:45

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室等

- 1 開 会
- 2 自治体窓口業務関係（法務省民事一課長通知発出の報告）
- 3 自治体窓口業務及び公金債権回収関係（委託調査（平成25年3月末日公表）内容の報告）
- 4 公金債権回収関係（公金債権回収が進まない要因とその対策）
- 5 閉 会

### <出席者>

#### （委 員）

北川主査、清原副主査、稲生副主査、石津専門委員、荒川専門委員、石川専門委員、  
岩名（宮寺）専門委員、柏木専門委員、野口専門委員

#### （参考人）

生島参考人

#### （事務局）

館事務局長、後藤参事官、金子参事官

(永田町合同庁舎 1 階第 1 共用会議室が使用できなかったため、同庁舎 1 階第 3 共用会議室にて開会)

○北川主査 それでは、全員お揃いのようなので第 4 回地方公共サービス小委員会を始めさせていただきます。

まず最初に、今回の小委員会から新しく専門委員に就任された方がいらっしゃいます。事務局から御紹介をお願いいたします。

○館事務局長

柏木専門委員でございます。

野口専門委員でございます。

生島参考人でございます。生島参考人は 8 月 1 日付けで専門委員に御就任予定でございます。本日は、御就任前でございますので、参考人として、御参加を頂いております。

○北川主査 本日の議題は、議事次第のとおりです。

なお、本日は、特に 4 番目の「公金の債権回収関係（公金債権回収が進まない要因とその対策）」について十分な議論をしたいと思っておりますので、円滑な進行にご協力をお願いいたします。

それでは、本日の小委員会の審議を始めたいと思っております。

まずは事務局より、本日の議事内容について全体的な御説明をお願いします。

○事務局 事務局の辻でございます。本日、使用予定の第 1 共用会議室が現在使用中でございますので、一旦、こちらの第 3 共用会議室を会場として、事務局から本日の審議内容について御説明を差し上げることとし、第 1 共用会議室が空き次第、ご移動をお願いいたします。申し訳ございません。

それでは、お手元の資料、議事次第をごらんください。

一つ目は、番号 2、法務省民事一課長通知の発出の御報告。

二つ目は、番号 3、委託調査内容の御報告でございます。

これらについては、報告案件として、内容を簡単に御報告申し上げるにとどめたいと思っております。

議事次第の三つ目、番号 4、「公金債権回収が進まない要因とその対策」でございますが、本日は、こちらの議題につきまして、十分なお時間を用いまして、委員の皆様より、忌憚のないご意見、ご審議を頂ければと考えております。

こちらの番号 4 の議題について、大体 40 分程度を頂ければと考えております。

それでは、お手元の、資料 A-1 をごらんください。

今回ご報告いたしますのは、平成 20 年に出されました法務省の通知につきまして、今年の 3 月末に、これを廃止するとの通知が出され、窓口業務の民間委託がより進んだ、とのご報告でございます。

資料 A-1 のポイントは、裏面、上から 3 行目以降の、下線部分でございます。

こちらにあるように、戸籍謄本の交付等については、民間委託をするにあたって、市町

村長の「指揮命令」が必要であるとされておりました。

そもそも、委託契約の場合には、委託者は、受託者の従業員に対して、指揮命令をすることができず、もし指揮命令をしてしまうと、いわゆる「偽装請負」と評価されるリスクがあるところです。

したがって、この通知を前提とすると、戸籍業務については、委託契約によることができず、従業員を雇用するか、派遣労働者を受け入れるなどの、煩雑な処理となるところでした。

ところが、今般、お手元の資料A-2、平成25年3月28日付けの、民事一課長通知でございます。こちらの真ん中の「記す」と書かれた上の部分でございますとおり、さきほどの資料A-1の通知については、廃止をすることが明らかにされました。

これによりまして、戸籍業務については、委託契約によることも可能となり、窓口業務の民間委託がより解放されたところでございます。

それでは引き続きまして、本日のメインテーマとなります、「公金債権回収が進まない要因とその対策」から、お先に御説明申し上げます。

まず、お手元の資料2、「公金債権回収が進まない要因とその対策（案）」をごらんください。こちらは、前々回の第2回地方小委におきまして作成された資料に、今回の各試行自治体の活動から得られた知見を、赤字にて、加筆しております。

なお、試行自治体につきましては、今年の4月以降、具体的な債権の選定や、民間委託に必要となる、入札実施要領や仕様書の作成、入札公告等を経て、今年の6月ころより、民間受託者との契約に入る自治体が出てきております。

詳細は、委員の皆様のお手元に配布してございます、「試行自治体の進捗状況・課題・対策等一覧表」をご参照いただければと思います。

それでは、資料2にお戻りください。

こちらの資料2に記載されている内容について、より、詳細な検討を行ったものが、「資料2 別添」と書かれたものでございます。

今後、こちらの資料2、及び資料2別添につきまして、試行自治体の活動の進捗とともに、加筆を続けていく予定でございます。

資料2につきましては、大まかなメニューが記載されているイメージでございますので、簡単に、概要だけごらん頂ければと思います。

一枚目でございます、要因1・地方公共団体のノウハウ不足から、次のページ、2ページ目でございます、要因2・民間との連携不足・受託者の知識不足、要因3・費用対効果、次のページでございます、要因4・委託可能な範囲（法解釈・法特例）の不明確さ、要因5・受託者のメリットの不明確さ、との構成となっております。

それでは、資料2の別添のほうをごらんください。

これは、先ほどの資料2の各項目と対応しまして、試行自治体の活動に伴って得られた知見等をまとめたものでございます。

まず1ページ目。

この資料2別添の前半部分は、かなり技術的な内容でございますので、簡単に御紹介をさせていただきとどめさせていただきます。

第1の1、相続財産管理人、と記載されたワクでございます。

こちらは、債権回収にあたって、法律上ある手段が定められているにもかかわらず、なかなか知名度がないために、利用されていない手段をご紹介するというものでございます。

同じく1ページ目の二つ目のワクでございます、④、法令が要求している要件、でございます。

特に、地方公営企業法などの、なかなか馴染みの少ない法令については、文献等も乏しく、具体的にいかなる行為を実施すれば、法令の要件を満たすのかが不明です。

そこで、法令解釈上の疑義については、総務省さんのご協力を得て、その内容を明らかにしていく予定でございます。

次に2ページ目。

入札実施要領や仕様書の雛形の入手でございます。

民間委託を低いコストで実施するためには、これらの雛形を入手する必要があるところですが、入手する機会のない自治体の場合には、これが困難となります。

そこで、対応策として、雛形を紹介することができないか、検討いたします。

次に同じく2ページ目の(2)でございます。

不適切な入札実施要領の例でございます。

例えば①でございますが、「特定金銭債権」の回収につきサービサーを受託者とする場合において、「集金代行業務について法務大臣から兼業承認を受けていること」を参加要件としたため、競争性が阻害されたケースでございます。

本来、特定金銭債権であれば、サービサーは請求行為ができるため、集金代行業務の兼業承認は不要です。ところが、集金代行業務についての兼業承認を受けているサービサーは少数であるため、本来不要な要件を課したことによって、一部のサービサーしか、入札に参加することができないという不都合が生じた例などがございました。

このあたりにつきましても、競争性や、受託者のインセンティブの確保に役立つ条項の改訂案等を、御紹介できればと考えております。

次に、3ページ目の真ん中下、外字の問題でございます。

この問題につきましては、政府で既に外字問題に取り組んでおりますので、適宜情報収集を行い、自治体へ情報提供を行う予定でございます。

駆け足ですが、4ページ目をごらんください。

1 民間業者が実施不可能な業務の範囲について、でございます。

本日は、この部分について、主にご審議を頂ければと考えております。

前回、前々回の地方小委におきましては、効率的、な債権回収だけではなく、滞納者の生活再建に向けた、福祉的な配慮が必要であるとのご指摘を承っております。

そこで、事務局におきまして、試行自治体やその他の自治体に対するヒアリングや、受託者たる弁護士等へのヒアリングを通して得られた知見をもとに、こちらの「手法案」に記載されているような、骨子を作成してみました。

これらは、複数の自治体から寄せられた質問や希望を反映しているところがございますが、後程、果たしてこの手法に合理性があるのか、また、どの部分を改善すれば、より効果が望めるか、などの点につきまして、委員の先生方のご意見を賜ればと考えております。

まず、骨子案の「第1」をごらんください。

地方公共団体は、有する債権（地方税、強制徴収権のある公債権（わかりやすい例としては、下水道使用料等がございます）、強制徴収権の無い債権（こちらも、わかりやすい例としては、上水道料金等がございます。））を問いません。およそ、自治体が有している債権であれば、できるだけ多くを、民間に委託するというものです。

自治体は、地方税や上水道債権、下水道債権など、さまざまな債権を有しておりますが、通常、それぞれは、それぞれを担当する課、セクションが管理しております。請求業務についても、それぞれのセクションがバラバラに実施しております。

このように、バラバラに管理がされていると、例えば請求書を何通も郵便で送ることになったり、折角債務者が市役所に納付相談に訪れてくれても、例えば下水道についてしか、お話しができなかったりして、非効率となります。

また、各セクションの公務員は、電話で支払を請求したり、市役所に納付相談に訪れる滞納者の方の応対に時間をとられてしまいます。

これでは、本来、公務員しかできない、まさに公権力の行使である、滞納処分、捜索や差押えなどに集中できず、結果として、徴収の効率が落ちてしまいます。

また、自治体の福祉部門へ公務員を集中することも困難となります。

そこで、できるだけ多くの種類の債権について、強制徴収権の有無を問わず、民間に委託することを目指します。

とはいえ、特に強制徴収権つき債権については、回収行為が「公権力の行使」にあたる可能性があるため、公権力の行使にはあたらない、その周辺部分、具体的には、4ページの上の枠囲いがございます、第1の①から③の部分を、民間に委託いたします。

同じ枠囲いの中にあります、第2でございます。民間受託者が効率的な請求や、福祉的側面に十分配慮した業務を行うためには、できるだけ多くの情報を、自治体と民間受託者との間で共有する必要がございます。

そこで、守秘義務に反しない限りで、できるだけ多くの情報を民間受託者と共有することが必要となります。

ただ今簡単に、手法案について御説明いたしました。この手法案の背景となった問題意識につきまして、同じく4ページの真ん中やや下、カタカナの「ア」の部分以降に記載しております。

問題意識 1 福祉的配慮につきまして。

まず、滞納者の状況を詳細に知らなければ、滞納者に対する福祉的配慮を全うできません。

例えば、という段落に記載されているように、上水道料金、下水道使用料、市民税等を、全てバラバラに扱ってしまいますと、各担当者は、滞納者が総額で、全部でどのくらいの債務を滞納しているのかがわからないため、福祉的配慮をすることが困難となります。

また、滞納者が多額の債務を滞納するに至った背景には、例えば、多重債務の問題や、DVの問題等、実は法的問題が存在していることが、数多くございます。イメージとすれば、例えば真夏なのに、長そでを着ていて、袖口から痣が見えるとかした場合に、それをきっかけとして、暴行を受けている事情を聞き出すなどのことも考えられるところです。

そこで、債権回収にあたって、納付相談会を実施し、これらの方々を救済する機会とすることが考えられます。

次に5ページ一番上、カタカナで「イ」でございます。

効率的な請求を実施するという観点からも、一通の請求書で、自治体が有する債権をできるだけ多く請求します。イメージとしては、上水道料金、下水道料金、国民健康保険料などの請求書をバラバラに送るのではなく、滞納債務リストと支払うべき総額一通にまとめて請求するイメージです。

これであれば、債務者の側も、請求書で郵便ポストが一杯になってしまい、債務状況がよく分からない状況になってしまう、ということを防ぐことができ、少なくとも、自治体に対する債務については、一通の請求書を見れば、債務の状況が判明する、という形になることが期待されます。

次に、同じページの「課題」でございます。

先ほどの「手法案」でみたように、公務員を、公務員しかできない業務に専念させるためには、できるだけ多くの業務を民間に委託することが望ましいところです。

ところが、法令では、業務の実施主体が明示されており、民間業者が実施不可能な業務が数多く存在いたします。

こちらに引用されております、地方税法の条文がその一例でございます。

そこで、現行法を前提として、骨子案に沿った業務委託を行う案を検討いたしました。ページをおめくりいただいて、6ページでございます。

対策案、と記載された1行目以下をごらんください。

こちらの案は、総務省自治税務局の見解をもとに、試行自治体及び当事務局において検討された内容でございます。

まず、初めの点線の枠囲いでございますが、一般的な留意事項といたしまして、この案を実施するにあたっては、滞納者に関する情報を、自治体と受託者との間で共有するため、個人情報取扱いの厳格な取扱いが確保される必要がございます。そこで、受託者側において、刑事罰を含めた、厳格な守秘義務が課せられている必要がございます。

さらに、福祉的配慮を実施するにあたっては、特に予想される自己破産をしたほうが良いケースなど、滞納者が抱えている、様々な法的問題を広く拾い上げ、適切な質問を実施して聞き取ったうえで、自治体に情報を還元する必要がある場合がございます。

そこで、現時点では、以下の行為を、弁護士に委託するという対策案を作成いたしました。

7ページでございます。これの上から4行目、カッコ3でございます。

電話や面談を実施する中で、滞納者の中から、福祉的な支援が必要と考えられる者を発見した場合、担当部署に引き継ぐために必要となる、当該滞納者の状況に関する概要を聴取する業務でございます。

例としていくつか掲げてございますが、これら以外に、どのような場合が考えられるかについて、後程委員の先生方から御助言を頂ければと思います。

それでは、ページをおめくりいただいて、8ページでございます。

主にご審議頂きたい論点でございます。

まず一つ目、①でございます。これは、先ほどの4ページでございますが、ここに記載された「手法案」につきまして、そもそも合理性があるのか、改善するべき点はないかとの点でございます。

この手法案は、先ほど申し上げたように、複数の自治体へのヒアリングにおいて、このような方法が実施できるのであれば、やってみたい、との声が上がっているものではございますが、委員の先生方からも、いろいろな視点から、今回の「手法案」についてのご指導を頂ければと考えております。

次に、8ページにある、ただいまの「論点」の②でございます。福祉的な支援が必要と考えられる者を発見した場合として、7ページの真ん中やや上に、いくつかの例を掲げてございます。

この例以外に、当該滞納者の状況に関する概要を聞き取る必要がある場合があるかにつきましても、御議論を頂ければと思います。

事務局からの御説明は以上でございます。

○北川主査 それでは、第1共用会議室が空いたようですので、そちらへ移動をお願いします。

(永田町合同庁舎1階第1共用会議室へ移動)

○北川主査 それでは再開します。

議事次第に従いまして「自治体窓口業務関係」については、事務局からの報告のとおりです。

この件は、窓口業務の環境整備が進んだとの報告を受けたとのことでよろしいかと思いますが、特段の御発言がございましたら、お願いいたします。よろしいですか。

では、そのようにいたしまして、お願いいたします。

「自治体窓口業務及び公金債権回収関係に関する委託調査」につきまして、事務局から



報告をお願いいたします。

○事務局 事務局から、簡単に御報告申し上げます。お手元の資料1をごらんください。

1枚おめくりいただきまして「目的」と書かれた欄があるかと思います。

今回の委託調査の目的は、公共サービス改革法にのっとして、地方自治体の皆様が市場化テストをなかなかやる機会がない。実は、実績としては全体で5件程度しかございません。

私どもといたしましては、こちらの公サ法にのっとした、自治体様の市場化テストが進まない理由はどこにあるのかという点と、恐らくその進まない理由の一つとしては、公サ法に乗っかっているメニューが少ない可能性がある。

そこで、一つのメニューの可能性、あくまで可能性でございますけれども、公金債権回収絡みの法特例を設ける余地はないかとの観点から、委託調査を実施したところでございます。

詳細については、こちらに準備しております概要版と、お手元の厚い資料でございますが、報告書本体でございます。こちらも後ほどごらんいただければと思います。

事務局からは以上でございます。

○北川主査 ありがとうございます。

いろいろと御質問があるかもしれませんが、法律の改正も視野に入れた、中長期的な調査結果に関する報告を受けたとのことによろしいかと思えます。特段の御質問のある委員は、御発言をお願いいたします。

それでは、これは皆さんに御了解をいただきまして「公金債権回収が進まない要因とその対策」について、まず、事務局から御説明いただきたいと思えます。

○事務局 事務局から御説明を差し上げます。

お手元の資料2をごらんくださいませ。恐らく資料2の真下に、資料2別添というものがあるかと思われます。

まず、お手元の資料2でございますが、こちらは、以前、前回、前々回だと思えますけれども、委員の皆様方に一旦見ていただいた資料と同じ内容でございます。

ただ、今回、赤字で加筆をいたしました。こちらは、今年の3月、4月ごろから始まりました、試行自治体の皆様と事務局との情報交換の中で得られました、新たな知見を赤字によって追記した次第でございます。

この資料2の性質でございますが、この「公金債権回収が進まない要因とその対策」に関するメニュー的な役割と御理解いただければと思います。あくまでメニュー的なものでございます。

こちらのメニュー的な内容をより分析したものが、お手元の資料2別添でございます。

1ページ目からごらんいただきますと「第1」と書いてあって「資料2『【要因1】(1)』」等と書いてございますが、こちらは項目立てが対応している次第でございます。

こちらの前半部分は非常に法的、法技術的な内容が大半でございますので、内容は後ほ

どごらんいただければと思います。

本日のメインの議論でございますが、こちらは別点2の4ページ目をごらんください。民間委託「委託可能な範囲（法解釈・法特例）の不明確さ」と書かれた場所でございます。

従前、委員の皆様方から、公金債権回収に当たっては、効率的な回収のみならず、福祉的な配慮についても十分考慮されたいと御主張を受けたところでございます。

そこで、私ども事務局サイドでございますが、各自治体様に対するインタビュー、実際に回収をなさっている弁護士先生などから御意見を賜った結果、作り出したのがこちらの手法案でございます。

本日、議論をいただきたいのは、こちらの手法案の内容につきまして、私たち事務局サイドのひとりよがりにならないように、多くの観点から批判的な御意見を忌憚なくいただきまして、原案はこう書かれているのだけれども、この部分をこのように変えたら、より効率性が増すのではないか等の御意見を賜れば幸いだと考えております。

8ページ目をごらんください。

本日の論点でございますが、ただいま申し上げました①番でございます。先ほどの手法案に関する合理性・是非でございます。

②番でございますけれども「『福祉的な支援が必要と考えられる者を発見した場合』として、上掲の『例』のほかには、どのような場合が考えられるか」。

この「上掲の」というのは、7ページ目でございます。

7ページ目の画面やや上、上から4行目ぐらい、(3)に「福祉的な支援が必要と考えられる者を発見した場合」と書いてございますが、例が幾つか書いてございますけれども、こちらは現時点で事務局が考えている例でございます。

これ以外に何か知見がございましたら、御助言を賜ればと考えております。

短いですが、事務局からは以上でございます。

○北川主査 これについて、現場の市長さん方もいらっしゃいますし、事務局から御説明いただいたことについて、御発言をそれぞれいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。どうぞ。

○石津専門委員 詳細については、担当者と詰めていただいて、もう論点もできて、細かなこともこのとおりだと思いますけれども、市長の立場といいますか税回収をする全体を総括する立場から、この案を見たときの感想といいますか意見といいますか、話をゼロに戻してしまうことにもなるかもしれませんが、申し上げさせていただきます。

そもそも特区制度などの場合には、税だけは対象外とされていまして、税で何か工夫をしようとする自治体の余地を全く阻害していたわけですがけれども、今回もこれを見ていると、守秘義務が至るところに出てきて、何をどこまで委託するか。

業務を結局切り分けて、ここまでするとかここまですけないとか、これはできるけれども、これはできないとか、かなり細かくなり過ぎて、果たしてこのマニュアルをみんなが理解できて、では、ここをお願いしようとかこれを委託しようとか、少なくとも市長の

立場で多分これは全然理解できなくて、担当者が言っている、では、それをやっごらんぐらいの話だと思うのです。

例えば、極端に言えば、特区とかあるいは特例か何かで、この守秘義務を例外にして、手法的に全部委託をやる自治体とか、回収だけをやる自治体とかという、せつかく外国の事例調査をしていただいて、催告から差し押さえ、回収まで、もし全部委託をしてやってみたら、どういう問題があって、それはやっていいのか悪いのか、できるのかできないのかみたいなことまでやれないのかなというのが感想です。

現実的な問題として言うと、絶対に譲れない守秘義務、守らなくてはいけない個人情報とは一体何で、それだけ残して後は仕方がないと考える、その絶対譲れないものは何なのかなという話で、今だって全部のデータはデータ会社がみんな知っていて、滞納情報から滞納額まで何から何まで、みんな把握して処理しているわけですよ。

では、それはいいのかなという話で、ですから、そこが何となくもどかしいというか、幾つか先行自治体でも、その守秘義務を法律で例外とするのもいいから、全部委託でやる自治体がどこかあって、それでみんなが一緒になって考えて検証をするとか、一方で、税の回収は自治体の職員がやるというのは意味はあって、税の大切さ、集める大切さとか収めていただく大切さを知らなくてはいけないというのがあるので、私は余り税の回収を全部任せてしまうのはどうかと思うのです。

では、そう考えている自治体は、その回収業務だけは残して、それ以外は委託をするとか、幾つかバリエーションがあって、ここまでするという何パターンかをぜひモデルケースでやっていただいて、ここまですれるのだというのが示されれば、物すごくわかりやすいなと思うのです。

これでいくと、何か相談業務とか生活設計とかとありますけれども、経費増だけつながって、余り回収率の向上とか費用対効果から見て、効果が出るのだろうかというところが少し危惧されるところかなというのが率直な感想であります。

せつかくここを詰めていただいて、多分現実的には、そのとおりなのだと思うのですけれども、本気でやる場合には、何かそこまでいって全部委託というのを見てみたいという、失敗するかもしれませんが、でも、それをやらないと話が進まないのかなというの、半分感想で申し訳ないです。

○北川主査 では、続いてお願いできますか。

○清原副主査 ありがとうございます。三鷹市長の清原です。

今日資料2及び資料2の別添に「公金債権回収が進まない要因とその対策」について、これまでモデルとして民間委託試行をされている自治体の課題や対策を踏まえて整理していただきました。

この順番に沿って、事務局では要因4以降を今日重点的にという御提案だったのですが、少し先の部分も関連しますので、意見を申し上げます。

要因1の「地方公共団体のノウハウ不足」と書かれている点についてですが、特に今回

③に「相続財産管理人等の利用可能な手段が活用されていないこと」について触れてくださっています。

実は、三鷹市では平成23年度から債権管理・回収検討プロジェクトチームを設置しまして、債権管理の適正化を図る方向で庁内の議論を深め、今年、平成25年7月1日に納税課と保険課の国保納税係を組織統合しまして、高額及び徴収困難案件を専門とする納税特別対策係を新たに設置しました。

それに加えて、本日、明示をしてくださいました相続財産管理人について、ある1つの案件について、家庭裁判所へ申し立ての手続きを行っているところです。

いずれも守秘義務を守りながらもケースとして御紹介できることもあると思うのですが、それは相続人が存在しない滞納者が死亡した場合、公売によりその滞納税の回収が見込まれる事案について、費用対効果を見極めた上で、市だけではなくて東京都の主税局と連携し、情報提供を活用してこの制度をしているものです。

すなわち基礎自治体だけではなくて広域自治体の、私たちの場合は東京都の都民税の関係ですが、都道府県税にかかわるところと市町村の連携がなされることによって、この相続財産管理人等についても、有意義ではないかなと感じているところです。

あわせて今回「地方公共団体のノウハウ不足」と言われると、何か私たち頑張っているのに、ちょっとこの表現はがっかりしないわけではないのですが、実態として、ノウハウはあるのだけれども、共有されていないとか、あるいは具体的に使われていない点について、今回、手法の案を、いい意味でのマニュアルとしてまとめていくというのは、極めて有効だと思います。

ぜひいい意味でのマニュアル、これは納税の義務を果たしていただく、しかし、困難に直面している方の状況について、福祉的配慮もしつつ整理していくというのは、大変意義があると思います。

そこで本日この点について明らかにするための議論をと事務局が提案されている、要因4の「委託可能な範囲（法解釈・法特例）の不明確さ」についてですが、石津市長さんもおっしゃいましたように、私たちはやはり公務員としての守秘義務というのを大変重く受けとめておりますし、個人情報保護に関しては、ほとんどの自治体が条例を制定して臨んでおりますので、この部分は大変関心のあるところです。

例えば三鷹市では、納税課において平成19年度から電話催告の業務を民間委託しておりまして、管理者1人、オペレーター2人体制で行っていますが、その催告をしていただく場所は納税課の執務室内からでございます。つまり、市役所の外でやっていただけないわけです。

しかも現年度未納者への呼びかけであって、公権力の行使に当たらない電話催告の業務だけを行っているわけです。ですから、督促をしているわけでもなく、お知らせをしているという範囲に法律を守るためにとどめているわけで、ほかの自治体でこのような電話催告業務を民間委託している場合にも、今、申し上げましたような配慮というのをしている

と認識をしております。

また、公益財団法人東京税務協会と委託契約を結びまして、収納支援員が納税課に週4日勤務をしており、徴税吏員ではないのですが、市職員に対して法的解釈や滞納整理手法等の指導、助言をしていただいております。直接市民に対して働きかけるのではなく、徴税吏員に対して専門的な知識であるとか、配慮について協力をしていただいているということで、やはり限界のある中での取り組みをお願いしているところです。

今回、弁護士の専門性を活かさないかという問題提起も、事務局ではおまとめいただいているのですが、弁護士の方に、もちろん守秘義務はあるのですが、徴税吏員ではありませんので、そこをどう解釈していくかということは、大いなる課題だと思います。

ただし東京弁護士会が債権管理に関する自治体支援としては、例えば職員研修をしていただいたり、債権管理条例や債権管理マニュアルの作成に助言者としてかかわっていただくなど、弁護士の皆様の専門性が、徴税吏員ではないけれども、生かされている事例が多く見受けられ、私たちも江戸川区の事例とか練馬区の事例とか町田市の事例を学んでいるところでございます。

したがって、石津市長さんと同じ問題意識でありまして、やはり法律は守らなければいけないし、徴税吏員の責務、役割とそのほか弁護士の方や税理士の方や、それぞれ専門性をお持ちの方の御支援が有効に働くべき債権管理の部門もあるかと思うのですが、そのよい組み合わせということについては、まだまだ現実的には法解釈の点で課題もあるようでございます。

先ほど例示されました民間委託試行自治体でのケースをさらに深めていただく中で、できる限り民間委託の可能性というのを検討していくことは、福祉的配慮に市の職員が専念することで、条件整備をしていく上でも有用ではないかなと考えているところです。

最後に、石津市長さんもいわゆるコストパフォーマンス、費用対効果の問題提起をされました。

債権管理は極めて重要でございますけれども、それを民間委託の可能性、機会が開かれたとしても、余り数字を言うのはよくないのですが、300万円かけて30万円しか回収できなかったというときに、市民の皆様にもどのように税の使い方について説明責任を果たすのかということは、ほかの行政サービスも含めて、常に私たちが自治体経営の感覚から市民の皆様への説明責任が求められているところです。

したがって、適正さ、法律にのっとっての合法性に加えて、費用対効果についても明確にしていくことが求められているのではないかと考えています。

なお今回、福祉的配慮の例として多くの内容を列挙していただいて、ほかにないのかということでございます。7ページの(3)に福祉的な支援が必要と考えられる例として、生活保護とかDVであるとか後見人、保佐人、療育手帳、愛の手帳、被災者生活再建支援法の対象などが挙げられています。

もちろん生活保護を受給するのを防ぐための就労支援が必要であったり、あるいは勤務

先との中での不利益がある場合とか、あるいは労働基準監督署の御支援をいただくようにつなぐべきものや、あるいはDVだけでなく、障害があるとか疾病があるとかという場合に、医療機関とか保健所とか、あるいは児童相談所と連携するというケースも多々あるとは思っています。

これにつきましては、現場のいろいろな事例を確認していくことで、より具体性が増していくものと期待しています。

以上です。

○北川主査 どうぞ。

○荒川専門委員 3点ほど、簡単にお話しさせていただきます。

資料2に戻って恐縮ですが、私どもの場合は、民間委託をちゅうちょするというよりは、実際にいろいろ試してやってみる中で、さらに継続して深めていくために、悩ましい点があるという点で3点ほど申します。

資料2につきましては、今日の赤くなっています、2ページの1番の(2)でございますが、第1回するときにもお話をしたかもしれません。悩みの一つとして、民間事業者にとってのリスク、債権回収、個別案件でこういうリスクがあるというリスクと、成功報酬何パーセントだというのが、非常に今ばらつきがある。

そのばらつきがリスクに応じてばらついているのだったら、問題はないのかもしれませんが、それすら今よくわからないという状況があります。

いろんな試行、もしくはいろんな自治体のさまざまな経験は、何らかの形で集約をされて、市場の中で共有感が醸成されて、大体相場観というのが醸成されて、大体こういうリスクの場合、幅があるものだと思いますけれども、何パーセントぐらいなのかなというのが共有されていくというと、随分自治体にとっても取り組みやすくなるのではないかと考えます。それが1点目であります。

2点目は、別添のほうになりまして、7ページに2番としまして「公権力を授権されていないことの明示」ということで整理をいただいております。

これはこれとしてすごく理解ができるわけですが、他方で現場の担当部署の話を聞いていますと、例えば住民の方からお問い合わせがある、何々法律事務所だ、県の委託を受けてやっていると言っているけれども、本当か。その弁護士事務所は本当の弁護士なのかというところから、お問い合わせがある。

そういう意味では、受託をした民の信頼性をどう確保するか、それは自治体との間では信頼関係があるわけでございますが、その住民との間でも、どうやってその信頼関係をつくっていくのかというのが非常に今、悩ましい点がありました。

そこは、代理とは言えないまでも、何らかの形でバックに行政があって、そこから委託を受けてやっているのだという行為が見えないと、そういう照会、確認、もしくはそれが苦情に発展する場合があって、さらにこじれるという例もあるようですので、そこは何らかの突破する方法を考えたいというのが2点目であります。

3点目は、テクニカルかもしれませんが。首長の方々がおられますので、そんなのは問題ないと言われるかもしれませんが、手法案でお示しされている複数の債権を同一にといいますか、総合的に取り扱う場合に、組織として個人のいろいろな情報を組織横断的に共有して取り組むわけですが、組織の縦割りになっている組織をどう突破するのか。それは意識の問題ではなく、責任と権限とか予算とかというものをどう突破していくのか。

組織の中だけであればいいわけですがけれども、例えば教育委員会がかかわるものもある、例えば奨学金の回収というものもありますし、そういう場合にどういうふうにそこを突破していけるのかというのは、実務的には自治体が悩むところだと思いますので、突破するための案とか事例とかというのが、これの中で示されていくと、そうすればいいのかという形でより前に進むのではないかな、現場はそういうところもすごく悩んでいるのではないかなと思います。

以上、3点でございます。

○北川主査 どうぞ。

○稲生副主査 まず、資料でいうと資料2の別添のほうですけれども、4ページのところで先ほどからお話がありました手法案があって、福祉的配慮を伴う効率的な請求云々の手法案の骨子があるのです。

前提として、今まさにお話がありましたように、結局滞納しているものを一覧できる情報というのでしょうか、要は、恐らく滞納している方には、いろんなどころの部署からいろんな封筒が来て大量にたまっている、さあ、それでどうしたらいいんだろうということに対して、その封筒を持って、この4ページの案に書いているように、相談を聞きましようという仕方になっていると思うのです。

そもそも、言い方は大変おかしいかもしれませんが、滞納者番号ではありませんけれども、滞納者の方に、こういう滞納しているものがありますよという、一覧性のある資料みたいなものを送付する仕組みがもし可能であれば、つまりこれはまさに部署横断的であるとか守秘義務の問題で、そう簡単ではないかもしれませんが、そこら辺がもし可能なら、内閣府さんのほうで、まず、そういう資料を送る仕組みといったものを検討いただけるといいのではないかなというのが1点です。

2点目でございますけれども、この手法案で「福祉的配慮」を伴う「効率的な請求」ということで、守秘義務を負っている弁護士さんをお願いできるような内容ということで、6ページ以下の委託内容というのが検討されたと、事務局さんからは事前にお伺いしているところでございますが、7ページの(3)の「福祉的な支援が必要と考えられる者を発見した場合」の例として、要は取り次ぎ業務みたいなものとしての例が5点ほど挙がっているのですけれども、これはかなり専門的な能力がなければ、さばくことは難しいのではないかな。

もちろん弁護士さんですから、後見人、保佐人等の必要性というのは、比較的これまでの御経験で判断できるとは思いますが、確かにDVの関係でそういうおけがをされている方

があるとか、非常にデリケートな問題について、前さばきを業務として弁護士さんのほうに契約をお願いするというのが、ちょっと重荷になるのではないかなという感じもいたしまして、ここら辺については、ちょっと検討いただいたほうがよろしいのではないかなという感じもいたしました。

私からはこの2点でございます。以上です。

○北川主査 どうぞ、岩名さん。

○岩名（宮寺）専門委員 守秘義務のことが議論されていますが、守秘義務があるがゆえに、貧困問題や福祉的な問題が隠されてしまうということもあるので、私は一步突っ込んでいるなと思いました。

石津委員がおっしゃったように、むしろ守秘義務を突破できないかとすら思っていて、これを一步突っ込んで、弁護士がやるという前提でいえば、公的な債権を多数持っている人というのは、ほかにも多重債務で持っているケースが多いので、そういうものは弁護士が発見しやすいだろうと思ったので、私は一步突っ込んだいい御提案だなと思いました。

ただ、もう一点、石津委員がおっしゃったとおり、相談業務や生活設計の支援というのを民間委託させるのだろうか。これは、正直言えば、費用対効果からすると望めない業務ですね。これは行政がやるべきではないかなと思いました。これが2点目です。

それから、あくまでもこの福祉的な配慮を伴う人であろうということで、行政各担当部署に引き継ぐ、こういう人がいそうですよということを伝えるという業務をしてくれということですね。

そうすれば、ここで挙がっている例というのは、役所の窓口を想像して書いたということですね。そうすれば、こういうものが挙がってくると思うし、むしろいろんな学校とか御発言があった医療機関ですとか、そういうところへつなぐ業務ではないと考えてよろしいですね。

であれば、窓口を想像しつつ書いた事例ということで考えると、こういうものが挙がってくるかなという感じに私は考えました。

以上です。

○北川主査 ありがとうございます。

いろいろ意見が出てきたので、事務局、どうですか。

○事務局 貴重な意見をいただきまして、まことにありがとうございます。

こちらの私どもが考えましたこの手法案ですけれども、なかなか事務局サイドの視野が狭い内部でつくられたものでございますので、本日、先生方からいただいた内容を踏まえまして、この内容をブラッシュアップしていければと考えております。ありがとうございます。

○館事務局長 若干追加させていただきますと、今いただきました御意見は、本当に現場に即した御意見だと思っております。



石津市長からいただいた御意見、例えば特区でここで考えているようなものを全面的にできないのかという御意見については、おっしゃっているように、特区制度では税の区分を扱っておりませんので、これは対象にならないということなのでございます。

そのおっしゃっている背景には、結局強制債権、それから、そうでない私債権、これが両方あって、その効率性を考えれば一気に一覧でそれを個人情報保護の保護に配慮して、合法性、法適合性を担保しながら効率的に回収する、そこをどういう制度をつくるかという論点だと思いました。それについて、何か突破する方法はないのかという御疑問かなと思います。

ただ、いろいろ私どもも検討させていただきましたが、やはりなかなか魔法の杖というのはなくて、清原委員のおっしゃいましたように、法適合性を担保しながら、自治体でも既にいろいろ取り組んでおられますので、やはりやる方法としては、今回のモデルケースのように、個々具体的に、ここはいいなとこういう具体的な事例で、こういうところで情報共有を、こういう個人情報保護の担保をしながら、うまくやっていると、こういうモデルを結局はつくって、それを共有していただくというのが、なかなか私どもがやるとすると、一番結果的には、遠回りのようで一番効果的なのではないかという印象を受けております。

ただ、ここで御提案したものは、岩名委員から御指摘いただいたように、相当これでも踏み込んでおります。

これまでですと、表向きは個人情報保護の問題がございまして、特に徴税吏員でないといけないことを大体言われているものについて、やはり公権力の行使も、本当にどうしても公権力の行使として、そこは公務員でなければどうしてもいけないのか、そこを非常に狭く考えられないか、そういう視点からもう一度見直して、補助的な業務だとか公権力の行使に当たらない業務について、なるべく切り出して外に出せるようにという配慮で、いろんな解釈を引き出したものでございます。

これをもとにできれば幾つかの市で、こういう解釈ができるんだ、ここまでするんだということで試行していただいて、それは総務省とも確認した範囲でございまして、そこでなるべくアウトソーシングの範囲を広げていただくような努力を積み重ねていって、そこでいい事例をつくって、皆様にまたそれを広げていくという、大変地道ではございますけれども、こういう活動をやはりやらないと進まないのではないかと私どもは思っております。

○北川主査 どうぞ。

○石津専門委員 一言だけ。結局、肝は強制徴収なのです。差し押さえをして、強制的に徴収するかどうかとそこに全てかかっている、事前の相談とか催告とか、それはそれで、委託して経費節減できて費用対効果があればいいのですけれども、やはりそこがなければ、多分この事業、将来的な話ですけれども、多分それは意味ないとは言わないのですけれども、そこができるかどうかにかかっているのではないかなという気がしますので、ぜひそ

こに行けるように進めていただければと思います。

○北川主査 この2人に意見を大分言ってもらったほうがいいね。

○清原副主査 今回この手法案を考えていただくときに、まず、第一義的に福祉的配慮を問題意識として上げたのは、私は画期的だと思うのですね。

納税の義務があり、納めていただきたいのですが、国税と違いまして、都道府県民税、市町村民税というのは、前年度に対して課税をさせていただくということになっておりますので、前年度に比較的収入のあった方でも、都道府県民税、市民税を払っていただく請求が来る現年は、収入が減少しているとか失業しているとか退職しているとか、いろいろな事情がありますので、払えない理由をお持ちの方も結構いらっしゃる。

ただ、私たちは、払っていただける方には、本当に単純に電話で呼びかけるだけで、コストもかけずに思い出して払っていただければいいわけですが、基礎自治体の悩みは、払えない理由のある方にどれだけ寄り添って、払っていただき、自立していただくかというところにあるので、今回この手法案の1点目にこれがあるというのは、本当に国民、住民の心情に寄り添っていると思うのです。

他方、石津市長さんもおっしゃいましたけれども、憲法に定められている納税の義務を、積極的に果たしていただきたいのに、果たしていただけない方、ちゃんと貯蓄もあるのに払っていただけない方に対しては、やはりきちんと請求し、言葉は余り使いたくないのですが、法にも定められております差し押さえなどをさせていただくことで、一応秩序、規律というの、社会として守っていかなければならないということでもあります。

それに対して、徴税吏員、公務員だけではなくて、全体として社会の風土として、民間の方にも一部かかわっていただくことで、納税の風土といいたいでしょうか、そういうものが培われるということも、やはり効果として考えなければいけないのだと思います。

本当に岩名委員がおっしゃったように、かなり踏み込んで御提案いただいておりますけれども、繰り返しになりますが、今ある法律の遵守と、もちろん解釈のよい意味での柔軟性及び国民、住民の皆様の、私たちが信頼を得るための可能な限りの個人情報の保護とを、いかに両立させていくかということについて、この検討が今ここでなされているということは、私は極めて意義あることだと思いますし、いろんな壁にぶつかりつつなのですけれども、少しでも前進をできればと感じました。

以上です。

○北川主査 どうぞ。

○柏木専門委員 初めて参加させていただきますキャノングローバル戦略研究所の柏木です。10年間、税の徴収の研究をしまして、このアメリカの事例は最初に私が2004年に紹介したものでございます。

その観点から幾つか意見を申し上げますが、今おっしゃっていただいたように、社会をつくっていくには、もう官だけではなくて民というよりは、住民も含めて担い手としてやっていくということになると思いますので、そういった中で、民間委託の意義を、最

初にきちんとうたっていただいたほうがいいと思います。

弁護士は、実際に自治体にとっても大事な相談相手で、税務部門だけではなくて、ほかの部署、でも、たとえば私債権回収なども相談に乗っている実態があると思います。

民間委託は、コールセンターを初めとして随分広がっているますので、一定の成果というのは出ていると思うのですが、民間委託の場合、何よりも守秘義務が一番の論点になるのですが、コールセンターは規模が大きいほど効率的なので、基本的には情報を自治体の外に出して、委託会社の中で業務ができるようになるのが一番効率がいいはずなのですが、情報の持ち出しがクリアできないと民間委託の市場拡大は、なかなか先には進めないという感想を持っています。

それから、先ほど福祉的問題の話が出ていましたけれども、福祉的問題を解決するには、私債権と組み合わせて実態を把握するというのが一番いいと思います。

滞納者の生活実態をきちんと把握するというのが重要なのですけれども、例えば給食費が滞っているとか水道料金や住宅使用料が払えていないとか、今は自治体内で縦割りになって連携ができないのですけれども、実態がわかると、きちんと滞納者の生活に沿って徴収ができるということができるようになるので、そういった中で弁護士たちの活躍の場も広がっていくと思います。

実際に九州では、ファイナンシャルプランナーを活用する事例もありまして、滞納者の生活の立て直し、要は最終的には滞納者がまた滞納しないように持っていくという働きも自治体の中には出ていますので、そういう広い視野から報告書をまとめていかれると、内閣府として主導的に牽引していけるのかなと思っております。

○北川主査 私も総務省がここまでよく引き下がったかというのは、驚異に感ずる部分で、それぞれ御努力いただいたと思います。

したがって、こちらの石津委員さんまでいくと、少々いき過ぎかなという気がしますが、そういう決意でもってやると、清原委員さん、慎重にやらなければいけないけれども、もうちょっと前にもいいのではないのですか。

○清原副主査 先ほど事例を幾つかお話ししましたように、18万人の自治体としては、着実にそういう方向を目指させていただいているので、前に出ていないわけではなくて、ただ、多くの自治体がなかなか踏み込めない理由などを、今せつかく調べていただいているものですから、それを愛知県さんの取り組み等を含めて共有する、そういうことがあれば、潜在的には各自自治体とも基本的には問題意識とニーズがありますので、進んでいくものと思います。

慎重に聞こえたらごめんなさい。それは相対的なものだと思います。絶対的には、私が委員に選ばれているということは、前向きだから選ばれたのだと自負しております。

○北川主査 ということは、私たちはこう考えると、問題は自治体と弁護士の決定的な嫌悪感というかね、自治体にとっては弁護士はもうかたきなのですか。

それで、従来型の弁護士さんのタイプでいくと、何で公権力に味方せなならん、ばかなこと言え、俺たちは自主独立の弁護士なんだというところが、私はお互いが食わず嫌いだと思うのですよ。

だから、そこでまさにこういうときに、さまざまな、例えば縦割りの中で、守秘義務で私債権の上水道はだめ、入れないけれども、何か税金のあれはとか、こんなことは本当に行政の勝手に公権力で勝手に自分たちが守秘義務でやってしまって、そこにチャレンジしていないのだということになったときに、例えば弁護士さんなどに、さまざまな問題は私はあるとは思いますが、慎重にやらないといけません、トータル、グロスでどうするかというのは、福祉的見解も入れてという地方政府の時代になってきているのかなという感じが、私は素直にするのですけれどもね。

だから、プロの先生方にいろいろ御判断いただくのだけれども、私はこれはなかなかいいと思うのですが、どうですか。

○石津専門委員 弁護士との関係は全然問題なくて、大体今どの自治体も顧問弁護士がいて、良好に何でも相談してやっている状況ですから、弁護士にこういうのをお願いするというのは、自治体としては非常にウエルカムになっていますね。

○北川主査 それはね、石津先生が委員さんだからです。

○石津専門委員 いや、そんなことないと思います。そうですね、今はみんなそうですよ。

○清原副主査 今、北川先生を初め、地方分権、地域主権を進めてくださっているでしょう。

それでいろんな権限が市町村に来ておりまして、条例をたくさんつくったり改定したり、政策法務というのが自治体では本当に極めて重要になっていますので、訴訟だけではなくて、いろいろ現場の実務を進めていく上で、法律の専門家である弁護士さんと各自治体ともそれぞれ、また弁護士を三鷹市は採用しておりませんが、もう既に弁護士を任期つきであれ、採用しているところも増えてきていますから、その点は余り心配はないと私は感じます。

○北川主査 それは違いますよ。清原さんと一緒にやっているから、よく知っているのだけれども、なかなかね、そうは言っていない。やはりにつくき弁護士はオンブズマンの味方しやがって、この野郎とか、そして一方で弁護士は、この野郎とかいう、この古い体質が残っていると、私はそれは大変現実の問題として心配する。

顧問弁護士とうまいこといくというのは、これは法の蓄積になっていなくて、対症療法の範囲なのです。だから、私は市役所の中に、いわゆる政策法務だとか法制的見解がもつと醸成されていかないと、地方分権に耐えられないと思って、そういう立場なのです。

したがって、大分弁護士に対する理解は深まってはきているけれども、なかなかそのことがうまくいかないし、簡単に言うと、弁護士さんに頼んだら幾らかかるんだとか、あいつらにぼったくられるのではないとかいう不安も実はあって、私はそういう意識がかなりこういうところの問題解決を阻害しているのではないかと、実はそう思っています。

顧問の弁護士さんで、本当に公権力の行使は何ぞやとかいうところまではいけていないということを私は大変心配していて、2人で弁護士のお目付役、日弁連のお目付の議長をしているのです。

だから、弁護士よ、もうちょっとあなたがたも目を開いて、裁判弁護士だけではない、きちんとした法の支配が行き届くような努力をするべきではないかと言っているのですが、弁護士会のほうがまだ腰が引けているところがありまして、調整に時間がかかるということもあって的なことからいくと、私はちょっと委員長としては発言し過ぎだとは思いますが、これはなかなかいいなと思って感心したのですけれども、アメリカと比べてどうですか。まだこんなことやっているのかということですか。

○柏木専門委員 北川先生がおっしゃったように、進んでいる自治体、三鷹市、北本市のように弁護士と上手く連携している自治体もありますけれども、一方で、先ほどおっしゃっていたような弁護士に対する不信感をもっているという意見もたくさん聞くので、日本の自治体は両極に分かれていると思います。

アメリカは、この事例を詳しく読んでいただくとおわかりになると思うのですけれども、全部を委託しているわけではなくて、日本でも、今、初期、中期、長期と債権管理の発想が出ていますけれども、主にその初期と中、長期の中の一部のという、ほぼ日本の委託と近いので、日本も民間委託はかなり進んできていると、思います。

そうは言っても未開拓の部分もありますし、まだ発展できていると思いますので、弁護士を対象とした業務だけではなくて、いろんなプレーヤーを対象とした委託をまだ模索できると思います。

○北川主査 稲生先生、ちょっと荒っぽく言ってしまったけれども、どうですか。

○稲生副主査 やはり勢力間の対立とかそういうことで言うてしまうとあれなのですけれども、だから、弁護士法の関係とかいろいろある中で、今回、おっしゃっていたように、かなり踏み込んだ形で、守秘義務ということを利用して、本来であれば、公務員でなければできない業務ということをやっていただくという、そこまでやはり踏み込んだということは、私は大きいのではないかなと思います。

○北川主査 これは進化だね。

○稲生副主査 それは別に弁護士さんと自治体さんとの対立とか、そういう関係ではなくて、弁護士さんが持っている法律上の、ある意味では、言い方はあるけれども、強い部分、ここを有効に使っていかうではないかということで、お互い持ちつ持たれつになるのであれば、これはむしろプラスになるのではないかなと思いますので、対立関係だけではないと思っています。

○北川主査 いや、対立関係とは言わない。上手に使っているところも出始めているので、それをおっしゃっていただくなら、言い過ぎかもわかりませんが、現実の問題として、この壁はそういうこともあるのではないかと心配して、意識的にちょっと言い過ぎましたが、慎重に踏み込んでいくということでは、どうなのですか。岩名さんなど、

現場の土地で見られているのですか。

○岩名（宮寺）専門委員 業務の役割分担が難しいところなのだと思うのですよ。福祉的な問題を抱えた人を対象とした場合に、誰がどこまでやるかというところにかかわってくるので、そこで多少対立があるといえ、その人の支援をめぐるはあるかもしれないですけれども、そこをどうするかという業務の整理をやはり事例的にも示さないと、行政は混乱するだろうと思うのですね。

全く丸投げにしてしまう心配もあれば、業者に寄り添ってという名のもとで権利ばかりを主張して、義務を果たさずにといい、一般市民から見るとそういう事例も発生し得るような場面に直面するわけですから、難しい。その難しさの代表が相談業務や生活支援の設計なので、私はちゅうちょがあるとしたらそこかなという気はします。

けれども、そこはやりようですし、自治体の特性にもかかわってくるので、余りそこは限定的にならなくていいかなという気がしています。やってみたらどうかしらという意見です。

○北川主査 だから、福祉的配慮とか、事は一にかかって自立の問題で、公権力行使でも下手やられたらだめだというときになったら、やはり法の専門家のほうが、ひょっとするといいい場合もあり得るだろうとかという話をやったとき、どうやって門戸を開けるかというときに、私たちのここの役割を離れて別の役割でやると、そういう壁、いわゆる公権力の問題と弁護士会のほうが、やはりそういう対立の歴史はあったわけですよ。

だから、それをできるだけこなしながら、きちんとした対応をして、最大限福祉的配慮もやはりこれは必要だし、だけれども、それをすると非常に危険だね。

だけれども、そういうことをする、あるいは縦割りの一つ一つに分割されたものを総合的にどう判断するかというのが、私は自治体にももう求められてきていると思うのでという、そんな感じなのです。同じようなことを言っているのだと思います。

○石津専門委員 多分、同じことを何回も言っていると思うのですけれども、余り私は福祉的配慮というのは、法で定められていること以外を過度に言い過ぎるのは、それは税の公平性とか、きちんと納めている人に対して、では、その人は苦しくないのかということ考えたときに、余りそれを強調し過ぎるといのは、私はどうなのかなと思っているところがあります。

それともう一つ、どうしても市として自治体としてお願いしたいものがあるとすると、困難案件なのです。どうしても徴収できないものは、例えばうちなどではどうしているかという、県と一緒に、どちらかという、県の徴収部門にお願いする、委託する形にして、そこでやってもらうように、現実問題としてなっています。

ですから、困難案件だけでも、弁護士とか専門家に委託をして、強制徴収を含めてやっていただいて、そこでだめだったら、不納欠損で落としていきますから、その不納欠損をする客観的な基準として、要するに、職員がやっている分には、ちょっと無理だから落としてしまえみたいなのが、現実問題としてはあり得るわけです。

困難案件は、最後、第三者にお願いをして、法律専門家でも無理という判断で、それは落とすということだけでも、私は大分違うと思うので、そういう案件だけでも、強制徴収権を伴って委託できるようになれば、多分実務的にはかなり違うと思うのですよ。

ですから、肝が強制徴収と言っているのは、やはりそれがないと、催告したり生活設計をあれしたり、それは大事ですけども、やはりそこが一番いつも自治体としては困っている部分なので、そこを抜きにして議論をしても、なかなかこれは本当に広がっていくだろうかというところがあるので、そういうところだけでもできると違うのになというのがあります。

○北川主査 悩ましいところですけども、逆に言うと、福祉的配慮というか、これの定義とかいろんな対応は真剣に議論をしなければいけないけれども、例えば水道料金、こら、払えという担当はある、税金、こら、払え、何々払えと、個別にやっていたのでは、払えないから、トータルでグロスで見てもうだねというので、いろいろ相談して、あなたね、これは1年は待つから、こういう配慮があるから、生活保護が受けられますよとか、そういうことの努力があったほうが、徴収量が上がったり、市民に対する感覚はどうかなというの、議論の余地があるのではないかと思うのです。

○清原副主査 このたび、6月にいわゆる個人番号制度に関する法律が通りました。これは当初検討されていたよりも相対的に狭い範囲の利用を考えているとはいえ、これはやはり、今、何人もの委員の皆様が問題提起された、1つの分野だけではなくて、関連する分野について、きちんと当事者の立場に立って情報を把握しながら、寄り添い、あるいは請求をするということができるということの仕組みでもあると思うのですね。

ですから、それはまだこれから具体的なものが行くと思いますが、でも、個人番号制度が確立する前でも、現状でも、県でもそうだと思いますし、基礎自治体でもそうだと思いますが、やはり同姓同名の方とか、同姓同名で生年月日まで御一緒の方はいらっしゃるわけで、私たちは適切に個人の方の税であるとか、それは市民税であれ、あるいは固定資産税であれ、そういうもののデータベースはつくらなければ、今はお仕事ができないようになっていくわけで、それについては、きちんとそれぞれ持っているわけですよ。

それをどのようにつなぐかというときに、もちろん個人情報保護条例の制約というか規定がありますから、きちんと委員会にかけて、例えば、ある行政サービス、福祉サービスを行うときに、いちいちお一人お一人が納税証明書をつけなくても、この目的であれば、職権で納税状況を把握して、サービスの基準等はしますから、いちいち納税証明書を出さなくてもいいですよということは、これまでもやっているわけです。

そういうことを考えますと、それを今まではそういうデータを把握できる範囲は、徴税吏員を初め、その当該の自治体の職員でございましたけれども、それを先ほどの問題に戻すのですが、どこまでそれを共有できるところまで、民間がかかわるときには、法律の判断の中で認め得るのかということになってくると思うのですね。

ですから、市役所の内部のことであれば、先ほど荒川専門委員も問題提起されましたけ

れども、限りなく縦割りでなく、それぞれが個人のサービスの質を上げるためだったら、いい意味でのきっかけになればと思いました。

そういうことを含めて、北川主査は、やはりあくまでも自立支援でもあるし、納税していただく、あるいは、自治体からしてみれば債権なのですけれども、社会の担い手としてきちんとかかわる意味で、納税をしていただくというのは、重要な社会参画の意義ですから、そういう方向でこのいろいろな取り組みが進んでいくということが、国民本位ということにつながるのではないかなと感じました。

○北川主査 どうぞ。

○石津専門委員 一元管理の話だけをするのであれば、それは今でも組織内でできてしまう話ですので、それはそういう部門をつくって、そこに全部を入れて、しかもそこに相談できる人も置いてやればいい話で、これは全然民間委託の話と関係ない話ですね。

ですから、その先どうするかということになると、やはり具体的に、最後ですから、私は、どうやって最後徴収するかというところまで行き着くので、そこはやはり強制調査です。

○北川主査 だから道程で、今の段階、この段階でどうもストップしている場合もあって、トータルでこういうことがきっかけで総合的にやって、あらゆる努力をして、徴収率がうんと上がった、結果どうしてもだめというのは、だけれども、だめという結論がここでほとんど議論されないから出てこないという問題があるのではないかと私は心配するわけですよ。

だから、その過程の中で、やはりみんなが納税者に対してきちんとした公平な税とかというのを考えていくときには、まだ今は縦割りだとか守秘義務というのは、ひょっとすると壁になっている場合があるし、大事な法律ではあるけれども、それを超えたところでのいうのに、私はなかなかこれは踏み込んだと思っているのです。

石津さんがおっしゃるように、そこまでいくなかなかそれはいいけれども、順序立ててここまで総務省がやわらかくなったのかなという思いがあって申し上げて、思いはそんなに変わらないのですね。どうぞ。

○柏木専門委員 民間に委託したときに個人情報を持ち出す技術の話なのですが、基本的には、データを細かく分解し暗号化して、わからないようにして搬出して、委託先で分解したデータを結合して、データとして使えるようにする技術は、2005年ぐらいから日本にあるので、個人情報を持ち出そうと思えば、ある程度安全にできるとは思うのですね。

つまり、個人情報をどのように持ち出すかなどのオペレーションやどこまで出していいかと法律上の範囲などは全く決まっていないので、そういった点を議論しなければ、今は現実的ではないですが、IT技術的にはかなり進んでいます。

○北川主査 ということですね。だから、今までできないから、危ないからやらなかったけれども、今度のマイナンバーでも、危険だけれども入ってみようということになると、今度はセキュリティーの問題などをどうするかという議論が入ってくるから、今回はこう



ということが進んだのなら、それを前提に社会の仕組みをつくっていったほうがいいなというのを、私はちょっと事務局の説明を聞いて、そう思ったのです。

どちらにしろ問題はあるのですよ。だから、どうするかということですが、これぐらい議論を戦わせたということで、責めは私たちは負ったことでよろしゅうございますかね。

では、今日はこれだけですか。ということで、本日の会議は終わりたいと思いますが、何かございましたか。事務局から何か追加はありますか。

○館事務局長 お礼だけ。どうも大変真剣な御議論をいただきまして、ありがとうございました。

それにまだまだ確かにこれは一歩でございますけれども、この一歩を現実に実例が出てこないといけませんので、こういう御提案について、積極的な自治体が、では、ここまでアウトソーシングを進めてみようかというトライアルをぜひ進めていただければ、よろしくお願いいたします。

○北川主査 では、これでよろしいですかね。どうも今日はありがとうございました。